

教育・保育施設等における事故報告及び災害等による被害報告について

令和 7 年 3 月 26 日

秋田県教育庁幼保推進課

1 目的

教育・保育施設等（施設及び事業者を含む）で事故が発生したときは、速やかに子どもの家族等に連絡するほか、所在する市町村を經由して県へ報告してください。事故の発生要因を検証し、再発防止に努めることが目的です。

また、県内で災害等が発生した場合も、施設や利用者の安全を確認するため、各市町村を通して県への報告をお願いします。

2 報告の対象となる事故及び災害の範囲

消費者事故・・・治療に要する期間が1日以上であるもの（通常医療施設での治療の必要がないと認められる軽度のものを除く）

重大事故・・・(1)死亡事故
(2)意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
(3)治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴うもの

災害等・・・災害等により施設の被害や人的被害があるときに限る
※ただし、震度4以上の地震の場合は被害の有無を報告してください

3 報告対象となる教育・保育施設等と報告先

教育・保育施設等の種類		報告先		
		消費者事故	重大事故	災害等
①幼稚園（新制度に移行していない園）		・ 県幼保推進課		
②特定教育・保育施設 （幼稚園、保育所、認定こども園）		・ 各市町村		・ 各市町村
③特定地域型保育事業				
④延長保育事業、乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）				
⑤一時預かり事業者、病児保育事業				
⑥企業主導型保育施設	（施設所在地） 秋田市	・ 秋田市	・ 秋田市 ・ 児童育成協会	
	（施設所在地） 秋田市以外	・ 県幼保推進課	・ 県幼保推進課 ・ 児童育成協会	
⑦認可外保育施設 （居宅訪問型 保育事業者を含む）	（施設所在地） 秋田市	・ 秋田市		
	（施設所在地） 秋田市以外	・ 県幼保推進課		

4 報告期限と内容（報告様式）

第1報は、可能な限り発生当日（休日を含む）に報告してください。

重大事故・消費者事故（様式1「教育・保育施設等事故報告書」による）

（1）第1報

【期限】事故発生当日（休日も含む）

【内容】様式1のうち、赤枠内の項目。ただし、把握できた内容のみでも構いません。

- ・事故発生の日時、場所
- ・子どもの年齢、所属クラス、（性別、入園入所年月日）
- ・事故の発生時の保育・教育体制（児童数、職員数）
- ・子どもの状況（診断状況（負傷部位・死因）、持病・アレルギーなどの有無）
- ・発生状況（登園からの健康状況、事故発生前後の状況）

（2）第2報以降

【期限】随時

【内容】第1報からの追加報告（表面の全ての項目を入力）

- ・子どもの病状や状況の変化（入退院、回復、死亡など）
- ・新たに把握した事故の状況（発生時の状況図（写真等）を添付、遊具等の事故の場合は、器具のメーカー名、製品名、型式、構造等）

（3）最終報告

【期限】事故発生から1か月以内

【内容】事故発生の要因分析・検証報告を含めて、全ての事項を報告してください。

記載内容については、保護者の了解を得てから報告をお願いします。

※治療期間が30日を超えないなど、重大事故ではないことが判明した場合は「消費者事故」として扱います。

災害等（様式2「災害等による被害報告」による）

（1）第1報

【期限】災害等発生当日（休日も含む）

【内容】被害の状況

- ・人的被害（死亡、負傷（重傷・軽傷）、行方不明）
- ・施設の被害の有無

※震度4以上の場合は、安全確認のため被害の有無を報告してください。

（2）第2報以降

【期限】随時

【内容】第1報からの追加報告

- ・新たに確認された人的被害や施設の被害
- ・災害等に伴い施設の運営が困難となった場合は、その状況

5 市町村の役割（国等への報告）

重大事故・消費者事故

報告の内容を、次のとおり市町村から各関係機関へ報告してください。重大事故については、県から各施設の所管省庁（こども家庭庁または文部科学省）へ報告します。（一部は秋田市から直接、所管省庁へ報告）

なお、報告内容はこども家庭庁が集約し、事故の再発防止に必要とされる情報を公表しています。

教育・保育施設等の種類		市町村が報告する先
②特定教育・保育施設 （幼稚園、保育所、認定こども園）		・ 県幼保推進課 ・ 消費者庁
③特定地域型保育事業		・ 県幼保推進課 ・ 消費者庁
④延長保育事業		
⑤一時預かり事業、病児保育事業	秋田市	・ こども家庭庁 ・ 消費者庁
	それ以外の市町村	・ 県幼保推進課 ・ 消費者庁
⑥企業主導型保育施設（秋田市のみ）		・ こども家庭庁 ・ 消費者庁
⑦認可外保育施設（秋田市のみ） （居宅訪問型保育事業者を含む）		・ こども家庭庁 ・ 消費者庁

※各施設等から本来の報告先以外の機関（市町村または県）が報告を受けた場合は、施設等に報告先について確認するとともに、本来報告されるべき機関に対して情報提供をお願いします。

災害等

報告を受けた市町村は、県幼保推進課へ報告してください。

6 関係連絡先

部署名	TEL/FAX	メールアドレス等
県幼保推進課	TEL 018-860-5127 FAX 018-860-5850	調整・企画チーム youho@pref.akita.lg.jp
消費者庁	TEL 03-3507-9201 FAX 03-3507-9290	消費者庁消費者安全課 i.syouhisya.anzen@caa.go.jp
（公財） 児童育成協会	TEL 0570-550-819 FAX 03-5357-1834	https://www.kigyounaihoiku.jp/

本通知については、令和7年4月1日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。